

特定動物に係る法律、政令、省令等について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項

（許可の基準）

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第五号及び第六号に掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法に関する基準に適合するものであること。
- 二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条第一項の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

- 3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

- 一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。
- 二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第二十七条第一項第二号八に該当することとなつたとき。
- 四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令(昭和五十年四月七日政令第百七号)

(特定動物)

第一条 動物の愛護及び管理に関する法律(以下「法」という。)第二十六条第一項の政令で定める動物は、別表に掲げる種(亜種を含む。)であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令(平成十七年政令第百六十九号)別表第一の下欄に掲げる種(亜種を含む。)以外のものとする。

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）

（飼養又は保管の許可を要しない場合）

第十三条 法第二十六条第一項の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

- 一 診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物の飼養又は保管をする場合
- 二 非常災害に対する必要な応急措置としての行為に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 三 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として特定動物の飼養又は保管をする場合
- 四 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 五 検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 六 税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十条に基づく税関の業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 七 地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 八 国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 九 国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十 法第二十六条第一項の許可を受けた者が、当該許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合（当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）前までに様式第十三によりその旨を通知したものに限る。）
- 十一 法第二十六条第一項の許可を受けた者が死亡し、又は解散に至った場合で、相続人又は破産管財人若しくは清算人が、死亡し、又は解散に至った日から六十日を超えない範囲内で、当該許可に係る特定動物の飼養又は保管をする場合
- 十二 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に同法による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律第十六条の規定に基づく条例の規定により届出をして法第二十六条第一項に規定する特定動物の飼養又は保管を行っている者が、改正法の施行の日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）引き続き当該特定動物の飼養又は保管をする場合（その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。）

（許可の有効期間）

第十四条 法第二十六条第一項の許可の有効期間は、特定動物の種類に応じ、五年を超えない範囲内で都道府県知事が定めるものとする。

(飼養又は保管の許可の申請)

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

- 2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
 - 一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図
 - 二 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第二十七条第一項第二号のイからハまでに該当しないことを説明する書類
 - 三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあっては、当該措置の内容ごとに次に定める書類
 - イ マイクロチップ(国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。)による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書
 - ロ 脚環による場合(鳥綱に属する動物に限る。) 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真
- 3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。
- 4 法第二十六条第二項第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報
 - 二 法人にあっては、役員の氏名及び住所
 - 三 特定動物の主な取扱者
- 5 都道府県知事は、法第二十六条第一項の許可をしたときは、申請者に対し様式第十五による許可証を交付しなければならない。
- 6 特定動物飼養者は、許可証を亡失し、若しくはその許可証が滅失したとき又は法第二十八条第三項の規定に基づく届出をしたときは、当該許可に係る都道府県知事に申請をして、許可証の再交付を受けることができる。
- 7 前項の規定による許可証の再交付の申請は、様式第十六による申請書を提出して行うものとする。
- 8 許可証の交付を受けた者は、その許可証を亡失したときは、書面をもって遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、第六項の申請をした場合は、この限りでない。
- 9 許可証を有している者(第二号に掲げる事由が発生した場合にあっては、相続人、消滅した法人を代表する役員であった者又は破産管財人若しくは清算人)は、次に掲げる事由が発生した場合は、その事由が発生した日(許可を受けた者が死亡した場合にあっては、その事実を知った日)から起算して六十日を経過する日までの間に、許可証をその交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
 - 一 許可を取り消されたとき。
 - 二 許可を受けた者が死亡し、合併し、若しくは分割し(その許可を受けた者の地位が承継されなかった場合に限る。)又は解散したとき。
 - 三 第六項の規定により許可証の再交付を受けた後において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

(飼養又は保管の廃止の届出)

第十六条 特定動物飼養者は、第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめたときは、様式第十七により、許可を受けた都道府県知事にその旨を届け出

ることができる。この場合において、有効期間内にある許可に係る許可証を有している場合は、これを添付しなければならない。

- 2 前項の届出があった場合には、当該届出に係る許可は、都道府県知事が当該届出を受理した日に、その効力を失う。

(許可の基準)

第十七条 法第二十七条第一項第一号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合であってはこの限りでない。

ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合であってはこの限りでない。

二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不相当と認められないこと。

(変更の許可)

第十八条 法第二十八条第一項の変更の許可の申請は、様式第十八による申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項第四号又は第五号に掲げる事項を変更しようとする場合にあっては、前項の申請書に、変更後の特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図を添付するものとする。

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 第十五条第五項から第九項までの規定は、法第二十八条第一項の変更の許可について準用する。

(変更の届出)

第十九条 法第二十八条第三項の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法人にあっては、役員の氏名及び住所

二 特定動物の主な取扱者

2 法第二十八条第三項の届出は、様式第十九による届出書を提出して行うものとする。

(飼養又は保管の方法)

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。

二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的を確認すること。

三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該

措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。ただし、改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、同条第三項の規定にかかわらず、この限りでない。

四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

（特定動物に係る立入検査の身分証明書）

第二十一条 法第三十三条第二項において準用する法第二十四条第二項の証明書の様式は、様式第二十一のとおりとする。

（申請書及び届出書の提出部数）

第二十二条 法及びこの省令の規定による申請又は届出は、申請書又は届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

平成 18 年 1 月 20 日
環境省告示第 21 号

(用語)

第 1 条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
 - イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ホ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。
 - ト 法第 26 条第 1 項の許可の申請者（以下単に「申請者」という。）が維持管理する権原を有していること。
- 二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、

次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

- イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
 - ハ 柵式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。
 - ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動させることのできる発電機その他の設備が設けられていること。
 - ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - チ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - リ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。
 - ヌ 申請者が維持管理する権原を有していること。
- 三 「移動用施設」とは、特定動物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。
- イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
 - ハ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができる場合は、この限りで

ない。

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。

四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ニ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。

ヘ 申請者が維持管理する権原を有していること。

(特定動物の種類ごとに定める特定飼養施設)

第2条 特定飼養施設は、次の各号に定める特定動物の種類ごとに次のとおりであること。

一 哺乳綱に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設（前条第3号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

二 鳥綱に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等（だちょう目に属

する動物に限る。）又は移動用施設のいずれかであること。

三 爬虫綱に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

特定動物の飼養又は保管の方法の細目

平成 18 年 1 月 20 日
環境省告示第 22 号

(用語)

第 1 条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

(許可を受けていることを明らかにするための措置)

第 2 条 規則第 20 条第 3 号に規定する環境大臣が定める措置は、特定動物の種類ごとに次に掲げるとおりとする。

- 一 哺乳綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に国際標準化機構が定めた規格第 11784 号及び第 11785 号に適合するマイクロチップ（以下「規格マイクロチップ」という。）の埋込みを行い、獣医師が発行したマイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内（八に該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から 30 日以内とし、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。
 - イ 入れ墨等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第 3 条第 3 号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）
 - ロ 許可の申請の際既に飼養又は保管をしている特定動物に、既に国際標準化機構が定めた規格 11784 号又は 11785 号に適合しないマイクロチップ（以下「規格外マイクロチップ」という。）が埋め込ま

れている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出ること。

- ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢若しくは小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出ること。
 - (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
 - (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ニ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出ること。
- ホ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 58 条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出ること。
- ヘ 逸走等をした場合にあってもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識

の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

二 鳥綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、又は、脚部に識別番号を付けた脚環を装着し、当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真を添付し、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内（ハに該当する場合にあっては幼齢の期間が終了した日から 30 日以内とし、飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあってはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

イ 翼帯等による識別措置を講じている場合であって、当該措置の実施部位及び識別番号の管理方法について記載した書類を飼養又は保管の許可申請書に添付し、かつ、当該措置内容を第 3 条第 3 号イの台帳に記録している場合（特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合に限る。）

ロ 許可の申請の際既に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ハ 特定動物の種類ごとに別表第四欄に定める幼齢の特定動物又はマ

イクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、これらの特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

(1) 標識の掲出状況を撮影した写真

(2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあっては、その事実を証する獣医師が発行した証明書

二 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け又は引受けをする場合であって、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ホ 学校教育法第 58 条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ヘ 逸走等をした場合にあってはその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

ト ハに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動

物の飼養又は保管をする場合であって、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

- 三 爬虫綱に属する動物 特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、獣医師が発行した規格マイクロチップの埋込みの事実及び識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内（飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に当該特定動物の譲渡し又は引渡しをする場合にあつてはその日までとする。）に都道府県知事に届け出ること。ただし、次のいずれかに該当する場合にあつては、この限りでない。
- イ 許可の申請の際既に飼養又は保管をしている特定動物について、既に規格外マイクロチップが埋め込まれている場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該許可を受けた日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ロ 特定動物の種類ごとに別表第 4 欄に定める小型の特定動物又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢の特定動物、疾病にかかっている特定動物等の飼養又は保管をする場合であつて、これらの特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、次に掲げる書類等を添付して、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- (1) 標識の掲出状況を撮影した写真
- (2) 老齢、疾病等の理由によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない特定動物にあつては、その事実を証する獣医師が発行した証明書
- ハ 既に規格外マイクロチップが埋め込まれている特定動物の譲受け

又は引受けをする場合であつて、獣医師又は行政機関が発行した当該規格外マイクロチップの識別番号に係る証明書を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合

- ニ 学校教育法第 58 条に規定する教授、助教授、助手若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の試験研究に供するために飼養又は保管をする特定動物について、特定動物の種類ごとに別表第 3 欄に定める部位に規格マイクロチップの埋込みを行い、当該規格マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ホ 逸走等をした場合にあつてもその所有者の確認が容易であるとして都道府県知事が定める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ヘ 専ら食用に供するための飼養又は保管である等、マイクロチップによる識別措置を講じることにより、飼養又は保管の目的を達することに支障が生じるおそれがあると都道府県知事が認める場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都道府県知事に届け出る場合
- ト ロに掲げるもののほか、マイクロチップを使用した識別措置を当面講じることができない事由があると都道府県知事が認める特定動物の飼養又は保管をする場合であつて、当該特定動物を収容する特定飼養施設に法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を添付し、当該特定動物の飼養又は保管を開始した日から 30 日以内に都

道府県知事に届け出る場合

2 前項の規定により都道府県知事に届け出た識別措置の内容を変更した場合にあっては、変更の日から 30 日以内に従前の識別措置の内容と現在の識別措置の内容の対照関係について明らかにした届出書を都道府県知事に提出すること。ただし、当該特定動物を試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供する場合であって、以下の各号に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

- 一 飼養又は保管に係る特定動物について、個体ごとの識別措置の内容を記載した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。
- 二 毎年、法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ずる日（以下単に「許可日」という。応ずる日がない場合にあっては、その前日とする。）の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る識別措置の変更に係る情報を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

（その他の特定動物の飼養又は保管の方法の細目）

第 3 条 規則第 20 条第 4 号の環境大臣が定める飼養又は保管の方法の細目は、次に掲げるとおりとする。

- 一 特定飼養施設の外で飼養又は保管をしないこと。ただし、特定飼養施設の清掃、修繕等、同じ敷地内に位置する他の特定飼養施設への移動、業としての展示、特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目（平成 18 年 1 月環境省告示第 21 号）第 1 条第 3 号に規定する移動用施設への収容その他の目的で一時的に特定飼養施設の外で特定動物の飼養又は保管をすることとなる場合であって、次に掲げる要件を満たしている場合は、この限りでない。
- イ 特定飼養施設の外で飼養又は保管をする間、取扱者が立ち会うとともに、十分な強度を有する首輪、引綱等を用いた特定動物の係留等の適切な逸走防止措置を講じていること。ただし、特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区

域を管轄する都道府県知事に様式第 1 により届け出ている場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定飼養施設の外で行う飼養又は保管の時間が、1 時間未満（特定動物の利用目的の達成のためやむを得ない場合であって、あらかじめその区域を管轄する都道府県知事に様式第 1 により届け出ている場合は、目的の達成に必要とされる最低限の時間内）であること。

二 第三者が容易に特定動物に接触しないよう措置を講じるとともに、当該特定動物が人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物であり第三者の接触等を禁止する旨を表示した標識を、特定飼養施設又はその周辺に掲出すること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物の飼養又は保管をする場合であって、かつ、観覧者等の安全が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあっては、この限りでない。

三 輸入、譲受け、引受け、繁殖その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養若しくは保管をする特定動物の数が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から 30 日以内に規則第 20 条第 3 号の識別措置に係る情報と併せて様式第 2 により都道府県知事に届け出ること。ただし、当該特定動物を試験研究用若しくは生物学的製剤の製造の用又は畜産の用に供する場合又は展示を目的とした飼養若しくは保管をする場合であって、次に掲げる方法により識別措置の内容の変更について記録等をしている場合は、この限りでない。

イ 飼養又は保管をする特定動物について次に掲げる情報を記載した台帳を調製し、これを 5 年間保管すること。

(1) 個体ごとの飼養又は保管の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(2) 飼養又は保管をした特定動物の識別措置の内容

ロ 毎年、法第 26 条第 1 項の飼養又は保管の許可を受けた日に応ず

る日の属する月の翌月末までに、前年の許可日からその年の許可日の前日までの間に飼養又は保管をした特定動物に係る次に掲げる事項を記載した報告書を都道府県知事に提出すること。

(1) 特定動物の種類

(2) 当該期間に飼養又は保管をした特定動物の総数、当該期間に増減した特定動物の数及びその年の許可日の前日において飼養又は保管をしている特定動物の数

(3) イの(1)及び(2)に掲げる事項

四 みだりに繁殖させることにより適正な飼養又は保管に支障が生じるおそれがある特定動物について、繁殖を制限するための適切な措置を講じること。

別表（第2条関係）

科名	種名	埋込み部位	幼齢又は小型の特定動物
1 哺乳綱			
(1) 霊長目			
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリー モンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒヒ属全種 マンドリル属全種 ゲ ラダヒ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロブス 属全種 プロコロブス属全種 ドウ クモンキー属全種 コバナテングザ ル属全種 テングザル属全種 リー フモンキー属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
てながざる科	てながざる科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジ ー属全種 ゴリラ属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後6月に満たない特定動物
(2) 食肉目			
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、 キンイロジャッカル、コヨーテ、タイ リクオオカミ、セグロジャッカル	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物

	、アメリカカオオカミ及びアピシ ニアジャッカル タテガミオオカミ 属全種 ドール属全種 リカオン属 全種		
くま科	くま科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
ハイエナ科	ハイエナ科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキ ャット、カラカル、ジャングルキ ャット、ピューマ、オセロット、サー バル、アジアゴールデンキョット、 スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	生後2月に満たない特定動物
(3) 長鼻目			
ぞう科	ぞう科全種	尾の基部の皺壁 <small>すう</small> の左側	なし
(4) 奇蹄目			
さい科	さい科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
(5) 偶蹄目			
かば科	かば科全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
きりん科	キリン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソ ン属全種	左右の肩甲骨の間又は左耳基部の皮下	なし
2 鳥綱			
(1) だちょう目			
ひくいどり科	ひくいどり科全種	頸 <small>くび</small> の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後2月に満たない特定動物
(2) たか目			
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後2月に満たない特定動物
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワ シ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミ	頸の付け根の皮下又は左胸筋内	孵化後2月に満たない特定動物

	ミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ バプアオウギワシ フ ィリピンワシ イヌワシ オナガイ ヌワシ コシジロイヌワシ カンム リクマタカ ゴマバラワシ		
3 爬虫綱			
(1) かめ目			
かみつきが め科	かみつきがめ科全種	左後肢皮下	甲長が15センチ メートルに満た ない特定動物
(2) とかげ目			
どくとかげ 科	どくとかげ科全種	左鼠径部	全長が30センチ メートルに満た ない特定動物
おおとかげ 科	ハナプトオオトカゲ コモドオオト カゲ	左鼠径部	全長が30センチ メートルに満た ない特定動物
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシ キヘビ アミメニシキヘビ アフリ カニシキヘビ	総排せつ孔より 前の左体側皮下	全長が50センチ メートルに満た ない特定動物
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツ ルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種	総排せつ孔より 前の左体側皮下	全長が50センチ メートルに満た ない特定動物
コブラ科	コブラ科全種	総排せつ孔より 前の左体側皮下	全長が50センチ メートルに満た ない特定動物
くさりへび 科	くさりへび科全種	総排せつ孔より 前の左体側皮下	全長が50センチ メートルに満た ない特定動物
(3) わに目			
アリゲータ ー科	アリゲーター科全種	左前方後頭部皮 下	全長が30センチ メートルに満た ない特定動物
クロコダイ ル科	クロコダイル科全種	左前方後頭部皮 下	全長が30センチ メートルに満た ない特定動物
ガビアル科	ガビアル科全種	左前方後頭部皮 下	全長が30センチ メートルに満た ない特定動物

特定動物リスト（現行）

科名	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
おまきざる科	ホエザル属全種 クモザル属全種 ウーリークモザル属全種 ウーリーモンキー属全種
おながざる科	マカク属全種 マンガベイ属全種 ヒビ属全種 マンドリル属全種 ゲラダヒビ属全種 オナガザル属全種 パタスモンキー属全種 コロプス属全種 プロコロプス属全種 ドックモンキー属全種 コバナテングザル属全種 テングザル属全種 リーフモンキー属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	オランウータン属全種 チンパンジー属全種 ゴリラ属全種
(二) 食肉目	
いぬ科	イヌ属のうちヨコスジジャッカル、キンイロジャッカル、コヨーテ、タイリクオオカミ、セグロジャッカル、アメリカアカオオカミ及びアビシニアジャッカル タテガミオオカミ属全種 ドール属全種 リカオン属全種
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	ネコ属のうちアフリカゴールデンキャット、カラカル、ジャングルキャット、ピューマ、オセロット、サーバル、アジアゴールデンキャット、スナドリネコ及びジャガランディ オオヤマネコ属全種 ヒョウ属全種 ウンピョウ属全種 チーター属全種
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	キリン属全種
うし科	アフリカスイギュウ属全種 バイソン属全種
二 鳥綱	
(一) だちょう目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	カリフォルニアコンドル コンドル トキイロコンドル
たか科	オジロワシ ハクトウワシ オオワシ ヒゲワシ コシジロハゲワシ マダラハゲワシ クロハゲワシ ミミヒダハゲワシ ヒメオウギワシ オウギワシ パプアオウギワシ フィリピンワシ イヌワシ オナガイヌワシ コシジロイヌワシ カンムリクマタカ ゴマバラワシ
三 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ハナブトオオトカゲ コモドオオトカゲ
ボア科	ボアコンストリクター アナコンダ アメジストニシキヘビ インドニシキヘビ アミメニシキヘビ アフリカニシキヘビ
なみへび科	ブームスラング属全種 アフリカツルヘビ属全種 ヤマカガシ属全種 タチメニス属全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種